

第16回

社労士向けセミナー 長崎開催！

～退職時に作成するべき書面～

2021年

日時 9月2日(木) 17:00～18:00

場所 弁護士法人ALAW&GOODLOOP長崎オフィス
(長崎市万才町6番11号三井ビル
3階)

※会場が変更になる場合があります。

受講料 5,000円(税込)

雇用契約の終了原因は、退職(双方の合意によって労働契約を終了させること、あるいは労働者側の一方的な解約の意思表示によって労働契約が終了すること)、解雇(使用者の一方的な解約の意思表示によって労働契約が終了すること)です。退職の場合には、退職届や退職合意書といった書面が作成されることが多いと思います。事後の紛争予防の観点から、書面の作成は非常に重要です。本セミナーでは、労働者との雇用契約を終了させる場面につき、労働者との間でどのような書面を作成する必要があるか、一般的な退職合意書や誓約書に規定されている条項の意味や効力につき、解説します。



〈講師〉
弁護士 植木博路

お問い合わせ TEL:095-895-7532
合わせ